見直し(案)のポイント

現行規制の問題点と見直しの考え方

禁止・許可地域ごと、物件ごと等に基準が複雑に設定され、景観特性も規制に反映されていないため、非常に分かりにくい規制となっています

高速道路沿いや、国道·主要地方道等の幹線道路沿いで、 野立広告が厳しく規制されている反面、違反広告物が多く 表示され、現実との乖離が問題となっています

許可基準の設定が古く時代に合わなくなっているため、大 規模な広告物や、けばけばしい色彩の広告物を規制でき ず、景観を阻害する大きな要因の一つとなっています 美しい景観の保全や土地利用の状 況等を考慮し、分かりやすい規制区 分に整理します

現状の経済活動や景観への影響を 考慮したうえで、一部地域で野立広 告への規制を緩和します

広告物ごとの許可基準を見直すととも に、総量規制、色彩基準を導入し、大規 模な広告物等への規制を強化します

① 禁止地域・許可地域の区分見直し

・美しい景観の保全や経済活動等を考慮し、禁止地域・許可地域を5つの区分に整理します。

強 → 規 制 → 易

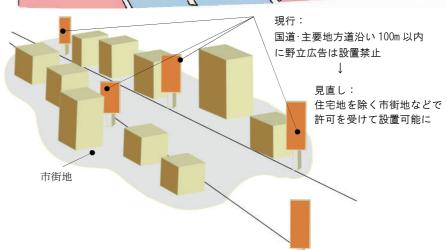
,44	790 191			99
レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
禁止地域			許可地域	
景観の保全上重要な地域	地域の良好な景観の保全 を優先すべき地域	立山連峰等の眺望景観 の保全を優先すべき地域	田園景観等 に配慮すべき地域	景観と経済活動との調和に配慮すべき地域
伝統的建造物群保存地区など	住居専用地域など	高速道路沿いなど	一般的な地域	市街地など

② 高速道路沿いの規制緩和

・高速道路沿線両側 500m以内の禁止地域のうち、住宅地を除く市街地(都市計画上の用途地域)を禁止地域から除外します。

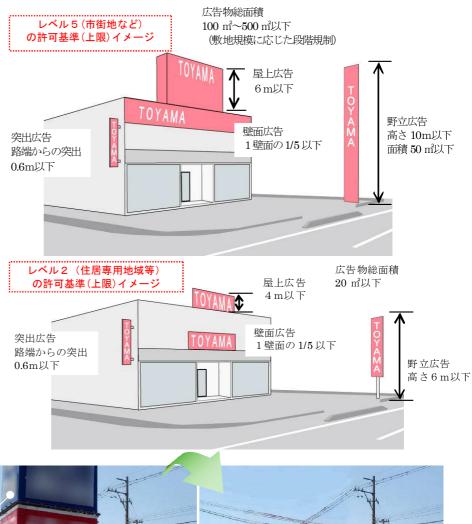
③ 幹線道路沿いの規制緩和

・国道・主要地方道・鉄道沿い 100m以内の野立広告の一律 規制を緩和します。



④ 許可基準の見直し

- ・景観阻害要因となる大規模な 広告物などを規制するため、 現行の許可基準を見直します。
- ・野立広告に高さ基準を新たに 導入します。



⑤ 総量規制の導入

・敷地内の屋外広告物の総面積を

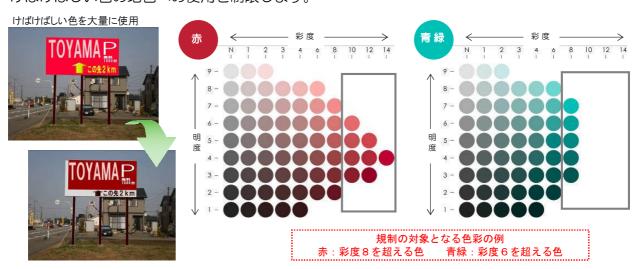
規制する「総量規制」を 導入します。





⑥ 色彩規制の導入

- ・特に景観に配慮すべき地域(レベル1・2)の全広告物と、道路沿い等の野立広告・大規模な 広告物などの物件に限り、「色彩基準」を導入します。
- · けばけばしい色の地色への使用を制限します。



※1「見直し(案)のポイント」は検討中の「富山県屋外広告物条例」の見直し(案)の概要であり、今後変更される可能性があります。 ※2 富山市内については「富山市屋外広告物条例」が適用になるため、許可基準等の見直しの内容が一部異なる場合があります。